

経 済 民 生 常 任 委 員 会 記 録

令和2年 12 月 18 日(金)午前9時 29 分～午前 11 時 36 分(9階 908 会議室)

○出席委員(7名)

委 員 長	二階堂武文
副委員長	佐々木 優
委 員	高木 直人
委 員	川又 康彦
委 員	石山 波恵
委 員	小松 良行
委 員	山岸 清

○欠席委員

委 員	阿部 亨
-----	------

○市長等部局出席者(農政部)

農政部長	熊坂 淳一
農政部次長	斎藤 誠一
農業企画課長	関根 卓也
農業企画課課長補佐兼農政企画係長	安藤 勝章
農業企画課農業対策係長	吉田 岳志
農業企画課農業対策係主任	鈴木 淳
農業企画課農業対策係主事	東 佑史

○議 題

「有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査」
(1) 当局説明
(2) 意見開陳
(3) その他

午前 9 時 29 分 開 議

(二階堂武文委員長) ただいまから経済民生常任委員会を開会いたします。

阿部亨委員より本日 1 日間欠席の連絡がありましたので、ご報告いたします。

議題は、お手元に配付の印刷物のとおりです。

有害鳥獣による農作物被害対策に関する調査についてを議題といたします。

この件について農政部に説明をお願いしましたところ、業務多忙の中、本日お引受けいただきました。委員会を代表して御礼申し上げます。

それでは、早速議題に入りますが、委員の皆様からの質疑は聴取内容を全て説明いただいた後に行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、当局からの説明を求めます。

（農業企画課長）説明にあたりまして資料のほうを配付させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（二階堂武文委員長）お願いします。

【資料配付】

（農業企画課長）それでは、今お渡しいたしました有害鳥獣による農業被害対策に関する調査に係る資料について、（１）から（５）までそれぞれ区分がございますが、一括してご説明のほうをさせていただきたいと思いますので、資料のほうをご覧くださいと思います。

初めに、（１）としまして有害鳥獣の生態及び生息状況についてという形になります。こちらにつきましては、ニホンザルとイノシシ、あと次ページのカラス、ツキノワグマ、こちらについての生態と生息状況についてご説明を申し上げます。

初めに、１ページのほうをご覧くださいと思います。こちらは福島市のニホンザルの管理計画の中から抜粋したものになりますが、猿の生態といたしまして、①にございますが、主に猿につきましては昼に活動しておりまして、果実を主に食べますが、基本的には雑食という形になってございます。群れにつきましては、１群れ大体１０頭から１００頭程度の群れを形成しながら生活をしているという状況になってございます。出産につきましては、大体生後５年から７年で子供を産める性成熟に達していまして、年に１回１頭、まれに２頭とありますが、ほぼ１頭出産するというような生態でございます。

②の生息数につきましては、福島市の生息数、平成１８年現在で２７群、１,６７５頭でございましたが、年々増えたり減ったりを繰り返しながら横ばいで推移しておりましたが、令和元年時点では３５群確認されておりまして、１,４７３頭を今現在確認しているところでございます。

③としまして生息しているエリアでございますが、主に飯坂方面から大笹生、吾妻西、土湯、水原の方面、どちらかという奥羽山脈のほう、西方面、北から西、南方面に多く生息している状況でございます。先ほど言いました群れ３５群ございますが、これがそれぞれ若干重なり合いながら生活をしているという状況になってございます。

続きまして、次ページ、イノシシにつきましては、これは県のほうの管理計画からの抜粋となりますが、まず①の生態につきましては、イノシシといいますのは雄については基本的に単独で行動するの

が多いという確認がされております。ただ、母親、子供、通常ウリ坊と言われている、母親と子供については群れを形成しながら動いているという状況が確認されておりまして、行動範囲というのは1キロから2キロ四方という形でそれほど広くはないとは言われているのですけれども、成長したイノシシの雄につきましては親から離れ、あとは人的な圧力がない場合はそれ以上に行動圏が広まるおそれがありまして、一気に10キロ以上に拡大するようなケースも確認をされているところでございます。イノシシの場合は、生後1年でほぼ全ての個体が性成熟する、子供を産める状況になるまで、1年程度で子供を産めるというふうになってございます。基本的には年に1回出産をすると。こちらは、春から秋、初夏にかけて大体1頭当たり、4頭から5頭ぐらいの子供を産むというふうに言われてございます。子供の初期死亡というのは高いというふうに言われておりますけれども、今のこの温暖化状況にありますと、若干死亡率というのにも影響してきているのかなというふうにも今言われているところでございます。イノシシは、基本的に雑食でございます。いろんな土の下のものから葉っぱ、あとは果実、農作物等々を食すと。その広さにおいてもいろんなものを食べるので、人間の生活圏の食材、そういったものをあさってくるケースが多く見受けられるというふうになってございます。

②の生息数でございますが、こちらは市としての数についてはなかなか把握し切れておりませんので、こちらの表は県のほうの県内の推計値を載せさせていただいております。平成26年につきましては少なくても4万7,000頭から最大4万9,000頭というのが平成26年でございましたが、平成30年になりますと最少で5万4,381頭、最大で6万1,901頭に増えているというのが県のほうの管理計画上で県内の生息数というふうになってございます。

このエリアにつきましては、今県内全域いろんなところで確認をされております。一時的に福島市におきましては阿武隈川の東、阿武隈山地のほうに多く生息されて、雪の多い西方面にはいないというのが当初でございましたが、今市内ほぼ全域で確認をされているという状況になってございます。

これは、やっぱり温暖化の現象であったり、あと山の手入れがなかなか行き着かない部分で荒れてきている状況があって、生息エリアが広がっているものというふうに推測しているところでございます。特に東日本大震災後、今イノシシにつきましては出荷、摂取制限がかかっておりますので、当初は狩猟関係者の狩猟する意欲も低下したことも一時ありましたので、そういった影響で市内全域に広がっているものというふうに推測をしておるところでございます。

3ページのカラスにつきましては、なかなかカラスについての計画というものを細かくしているものがなくて、一般的に言われているものからちょっと抜粋をさせていただいたところでございまして、生態としましては、今福島にいるカラスは2種類、ハシブトとハシボソカラス、これが多く見受けられるというふうになってございまして、一般的にカラスというのはどちらかというとくちばしの太いこちらのハシブトカラス、こちらが今主に見受けられる多くのカラスになっているのかなというふうに思っております。

生息数については不明というふうに書かせていただきましたが、これを集計しているものがなくて、

こちらの正確な数字については把握しかねる部分がございます。

エリアについても市内全域どこでも見受けられるので、エリアとしては市内全域というふうに捉えているところでございます。

続きまして、ツキノワグマにつきまして、今後熊というふうに言わせていただきますが、熊について、こちら県の方の熊の管理計画でございますので、こちらから抜粋したものでございます。生態としましては、非常に警戒心は強い生き物だというふうに言われております。人との接触をできるだけ避けるということで、夕暮れから明け方、人の行動と会わない時間帯に動くケースが多く見受けられます。また、移動する場合は林帯や草原、河川流域、そういった茂みを利用しながら隠れるように移動するというふうに言われております。聴覚、嗅覚については非常に優れているということでございまして、活動は夜に活動するというふうに言われておりますが、夜行性ということではないようでございます。次のページ、4ページご覧いただきたいと思います。熊につきましては、冬は冬眠するというので、これから春まで通常であれば冬眠になるという形になります。出産につきましては、二、三年置きに1回で、大体1頭から2頭、出産を繰り返しているというのが熊の生態でございます。食性については雑食でありまして、山の木の実、クルミとか、そういった堅い木の実とかを主食にしておりますが、そのほか農作物、果物についても食べる、雑食というふうに言われております。行動範囲については広く、数十キロを移動するというふうにも言われております。

数につきましては、平成25年、平成27年の広域調査、その結果だと大体1,700から5,100頭が福島県内に生息しているというふうに言われております。

生息エリアについては、もともとは奥羽山脈のほう、先ほどのイノシシとは逆で、阿武隈川の東はイノシシで、西に熊が生息しているというふうに言われておりましたが、熊の生息域も北、飯坂方面から水原方面、西方面を中心に活動しているというふうになります。最近東方面でもちらほら見受けるケースがあるというふうに言われております。ただ、現実的には今西のほうが多く目撃情報はあっているというふうになってございまして、ただ1つ、熊は冬眠をして、奥山、山の奥に生息しているというふうに言われていますが、徐々に人里に出没をして、目撃をされておりますので、奥山ではなくて、里山、人里に近いところに定着をしているというふうな熊の個体も増えているというふうになってございまして、また最初に警戒心が強いというふうに言いましたが、人になれてきているというような個体も増えてきているのではないかとというような分析をしているところでございます。以上が生態と生息状況についてでございます。

続いて、5ページのほうをご覧いただきたいと思います。（2）番の有害鳥獣種別の被害状況についてご説明をさせていただきます。初めに、ニホンザルにつきましては、こちらは下の表、真ん中にあります表、猿、イノシシ、カラス、平成18年からの被害面積、被害額を載せておりますので、併せてご覧いただければと思います。猿については、平成18年に被害金額が8,200万円ほどあり、これをピ

ークに減少している状況でございますが、近年は大体5,000万円前後、横ばいの中で推移しているというような状況でございます。主に農作物の被害はモモ、ナシ、リンゴ等の果実、こちらが大体被害金額の95%ほどを占めておりまして、果実の被害が多くなってございます。その範囲につきましては、飯坂から信陵地区、あと吾妻地区、そういったところで被害が多くなっているのが現状でございます。

イノシシにつきましては、平成24年度以降被害が増加している傾向になります。平成23年度の3.5倍が平成24年、その後増え続けまして、平成28年、2,600万円ほどがピークというふうになって、その後は減少しているというふうに数字的にはありますが、依然として近年も年間にして1,500万円前後の被害を受けているので、有害鳥獣の中では一番被害額が多いのがイノシシというふうになってございます。イノシシの被害作物については大体34%が水稻、あとは22%が芋類、そのほか果樹等の被害も確認されておりまして、こちらの数字のほかにイノシシの場合は掘り起こしが農地や農地以外のところもそうなのですけれども、掘り起こしの被害が非常に多くあって、なかなか数字には出てこない被害部分もございます。あとは、田んぼでぬた打ち。稲等を倒したりとか、そういったものの被害もございまして、先ほどの生息域と同じように被害地域は広範囲にわたっております。特に吾妻、信夫、東部、飯野、松川、ほぼ市内全域の中で被害額が確認されている状況となっております。

その下、カラスにつきましては、平成21年、1,600万円ほどがピークと、その後は減少しておりますが、近年1,000万円前後の横ばいの推移というふうになっております。こちらの被害はほぼつつきが多いので、果実、こちらが大体被害のほぼ100%、モモ、ナシ、リンゴの果実をつつくことによつての被害というふうなものが多くなってございまして、やはり果樹地帯のある飯坂、吾妻のほうが非常に多くの被害が出ているという状況になってございます。それぞれの各年度ごとの被害額についてはこちらの表をご覧くださいいただければと思います。

熊につきましては、熊の被害のピークというのは平成24年、800万円ちょっとがピークとなっております。そちらと比較しますと近年は減少傾向にございますが、その被害については非常に果実関係の被害が多く、こちらがほぼ100に近い、98%が果物への被害というのが多くなっております。これによって被害額、高価な果実が多いので、そういったもので被害額が出ていることが確認され、あと果樹地帯の多い飯坂、信陵、吾妻方面での被害が多くなっているというふうに確認をしているところでございます。以上が有害鳥獣種別ごとの被害状況となっております。

6 ページのほうをご覧くださいと思います。（3）番として本市の取組についての説明でございますが、初めに福島市では鳥獣被害防止計画というのをつくっておりまして、こちらは平成19年の鳥獣被害防止特措法の制定の中で計画をつくるという形になって、平成21年度からの計画というふうになってございます。平成20年度につくって、平成21年度からの計画。今現在については、ニホンザルとイノシシ、カラスを対象にして、平成30年度から今年度までの、令和2年度までの計画、3年間の計画期間としてこの防止計画のほうがございます。対象地域は福島市全域、こちらを対象とした計画となっております。

こちらで定めました目標値、現状値という形になりますが、令和2年、今年度の目標値として農作物被害については3,400万円弱の被害まで落とすということを目標、面積についても15.25ヘクタールまで被害面積を落とすという目標値を立てて、現状値を見ていただくと、現状値、実績値におきましてはそれぞれそれの下回っている状況でございます。ただし、先ほどの年度ごとの推計、平成28年度イノシシが一番ピークだったということもあって、それを基に目標値を立ててございますので、これについては今年度が計画期間の最終年度という形になりますので、今後は今現在の被害額を基にしながら目標値のほうは修正していくというような形になると思います。

その次期計画につきましては、今現在ニホンザルとイノシシ、カラスを対象にしてございますが、熊の被害、目撃も多くなっておりますし、鳥類ですとカラスを主にしておりますが、今ムクドリ、ヒヨドリ等の被害も確認されているというところを踏まえまして、今後それを含めた形で次の3年間の計画はこの防止計画を立てていきたいというふうに今、農政部のほうでは考えて、計画のほうに着手していきたいというふうに考えてございます。

この被害防止対策については、まずは捕獲計画ということで、先ほどの市の防止計画、あとは県のほうの鳥獣保護管理計画であったり、イノシシ管理計画、あと市の策定のニホンザルの管理事業実施計画に基づいてこの捕獲のほうを進めているところでございまして、②として捕獲状況を年度ごとに載せさせていただいております。ニホンザルにつきましては、平成19年の315頭から令和2年11月末現在までの状況を載せてございます。66頭というのが、今年の11月末でございますが、猿の捕獲については夏場、生い茂っている期間ですとなかなか捕獲が難しい、特にわなでの捕獲になりますと、周りに食べ物が多いので、なかなか捕獲しづらいというところがございます、今後冬期間について積極的に捕獲を進め、増えていくのかなというふうには思っております。

続いて、イノシシについては平成22年度からの数字を載せさせていただいております、区分しましては有害捕獲、後で説明しますが、市で猟友会の方をお願いをして実施隊を組んでいますので、実施隊での捕獲、あとは協議会のイノシシ専門員で捕った捕獲。あと通常11月15日から3月15日までの狩猟期間で捕獲した頭数、あと指定管理捕獲というのは、これは県のほうでやっている事業で県に報告している頭数の合計という形で表を作らせていただいております。平成22年については91頭がそのときの実績でございますが、去年、令和元年度の実績を見ていただきますと1,789頭捕獲していて、約20倍近く、19.7倍の捕獲頭数に今増えておりまして、今年についても11月末現在載せておりますが、もう既に有害捕獲ですと去年の捕獲頭数を160頭ほど上回っております。狩猟についても、12月中旬現在ですが、大体1か月で165頭の捕獲、狩猟期間の捕獲というふうになってございます。県の指定管理捕獲については9月末となっておりますが、473頭ということで、昨年の781頭の半分以上を捕っている状況で、これは9月末ですので、その後また数か月プラスされていますので、結構数字が伸びているというふうに推測をしているところでございます。

以上がイノシシの捕獲状況で、8ページのほうをご覧くださいと、カラスの捕獲についての記

載となっております。平成22年の231羽から、令和元年が238羽ということで、こちらは増減を繰り返しながら200前後の捕獲というふうになってございまして、今年については11月末で211羽というふうになってございます。

続いて、熊につきましては2年分と、あと今年の間までの状況を載せさせていただいておりますが、平成30年は市全体で11頭の熊の捕獲がございました。昨年、令和元年は7頭、今年11月末現在で18頭の捕獲というふうになってございます。

捕獲体制になりますが、先ほど言った猟友会さんの福島支部、あとは福島北支部会員の中から実施隊を任命いたしまして、今現在、約250名弱です。捕獲活動のほうをさせていただいているというふうになってございます。また、平成26年から有害鳥獣の被害対策協議会、福島市の農業企画課のほうに事務局がある協議会がございしますが、そちらのほうにニホンザル、イノシシの専門員を配置しながら、巡回をして捕獲、あと捕獲管理などをさせていただく体制となっております。狩猟期につきましては、基本的に猟友会さんのほうでの捕獲管理という形になっているものでございます。

その捕獲手法として④にございますが、ニホンザルについては箱わなによる捕獲、通年になりますが、基本箱わなを使っただけの捕獲という形になってございます。

イノシシにつきましては、銃器類であったり、箱わな、あとはくくりわなによる捕獲ということで、前回現場のほうを確認していただいたときに見た箱わなであったり、くくりわなを使っただけの捕獲というふうになってございます。農作物被害を防止するための有害捕獲期間が11月14日までと、あと狩猟期間については11月15日から3月15日という形で、有害期間と捕獲期間と分けての管理という形になってございます。

カラスにつきましては、主に銃器による捕獲という形になってございます。

次のページ、9ページをご覧いただきたいと思います。熊につきましては、県のほうから有害捕獲についての権限移譲をされてございます。これは、あくまで人的被害があった場合、防止する場合を目的に捕獲許可を市が出せるようになってございます。市としては、10日間の捕獲許可を出して、その間の捕獲に努めているというところでございます。人的被害防止目的、その条件というのは何なのかというところでこちら1から3書かせていただいております。熊による人的被害が実際に発生した場合、あとはまだ人的被害までは発生しておりませんが、人に危害を及ぼすおそれがあるものを確認された場合とか、あとは山でも農作業等が入っていく場合において、人において危害がありそうな場所、そういった状況があればこの対象になるというふうになります。あとは、実際に先ほどのイノシシわなとかにかかった錯誤捕獲した場合においても、人身被害発生が予想されるというような場合は捕獲をしていくというふうになってございます。

その後の、捕獲後の対応はどうかというふうになりますと、⑤に記載のとおり、ニホンザルについては保護管理に基づいて学術研究に送っていたり、イノシシ、カラスなどは埋設をするか焼却、あと熊についてはほぼ埋設という形で処理をしている状況でございます。

続いて、10ページのほうをご覧いただきたいと思います。10ページ、本市の取組の中での幾つか参考に載せてございますが、1つはモニタリング調査ということで、猿に関してのモニタリング調査も実施してございます。発信機を猿につけておりますので、それによつての行動調査ということで、群れがどういった場所を動いているのか、これが農作物に被害を及ぼすような場所を動いているのかといった遊動域の調査をしたり、あとはその群れに何頭個体数があるのかというのもこの調査の中で確認をしているところでございまして、先ほど言った群れのレベル評価というのは、山の中しか動いていない猿なのか、その群れが樹園地とか果樹地帯まで行動範囲が来ているものなのか、そういったものを評価しながら、農業被害がある、なしというのを評価するというのが群れのレベルという形になってございます。

また、発信機つけておりますので、前の現地調査のときにもちょっとお話しさせていただきましたが、サルメールを送っています。先ほどの協議会のメンバーが猿の行動を把握した場合に、メール登録している方に配信をしながら、猿の追い払いとか、そういったものに役立てているという形になっていまして、メールの登録者は平成29年8月時点では177件でございましたが、今ですと252件の登録というふうになって、年々増えているというふうになっております。そのメールの内容を簡単に書かせていただいております。庭坂富山、どこどこ付近に発信機のついた猿の群れがいますというような形でメールを発信して、それを受信した人が自分の関係するところの近くであれば追い払い等をしていただくというふうな形になってございます。

続いて、⑦としましては市の取組で侵入防止柵の整備事業ということで、市のイノシシ等の侵入防止柵の設置、市の単独事業と、あと国等の交付金事業と分けて載せさせていただいております。市の単独事業ですと、平成20年から平成29年までの総計で約195キロほどこの侵入柵のほうの設置、単独事業で行ってございます。その後、平成30年ですと58キロ、昨年ですと52キロの侵入柵のほうに対しての補助がございまして、今年は、今集計をしているところでございます。あとは、国の交付金事業ですと、平成25年から平成29年で約402キロほどの国の事業を使っています。昨年ですと松川の関谷の2キロと松川浅川の20キロ。この2キロのほうは、前回現場のほうを確認していただいたところでございます。今年度は、今水原のほうで5キロの国のほうの事業を使った侵入防止柵の対策をそれぞれ地元のほうでしているところでございます。市の単独事業、交付金事業を併せながらこういった侵入防止柵の整備事業を行っているところでございます。

12ページに8として補助事業という形になっています。市の単独、国の事業、こういったものに補助するのかということで、侵入防止柵事業の中では地域ぐるみで一体となって設置することを条件とする国の交付金の事業、あとは個人であったり、少人数のグループで設置や前に造ったところの補修を対象とするのが市の単独事業、この2つの事業によって支援をしているところでございます。市の事業については、基本的に個人でやる場合、1人でやる場合は3分の1以内の補助、あとは3戸以上、ある程度グループでやるような場合は補助率を上げて2分の1の補助をしております。今年度からあ

る程度要望の多かったワイヤメッシュ、もともとは、この前の現場で見ていただいたのは電気柵でしたが、ワイヤメッシュをつけたいという要望、意見もあったので、本年度からワイヤメッシュについても補助対象としているところでございます。これについては、補助率のほかに上限も設けさせていただいております、その上限は30万円までですよという形でワイヤメッシュについては今年からスタートしたところでございます。

また、市民の皆さんのほうに助言としまして⑨に載せておりますけれども、侵入防止柵を設置してほしい、こういった管理をすべきなのか、そういった管理状況も含めていろいろ相談、助言等もしているところでございますし、また周辺樹木刈り払いということで、周りが草ぼうぼう、木ぼうぼうになると侵入されやすくなるので、そういったところの刈り払いをしてほしい、したほうがいいというような助言、指導もしております。あとは、先ほどのサルメールとか、そういったものによる花火とかによる追い払いの方法などの助言や指導もしています。あとは、そこに収穫しなかったものを畑に置いたままにして、それが結果的に有害鳥獣であるイノシシとか猿、熊等の食料にならないように、そういったものを片づけたり、山に捨てないようにしたり、そういった助言等についても市のほうや、先ほどの協議会の専門員さん等も含めて農家の皆さんに助言、指導という形でいろいろお話をしているところでございます。

人員体制についてちょっと記載させていただいています。専門職員等の人員体制ということで、1つは福島市有害鳥獣対策協議会、これは有害鳥獣の対策を市であったり、J A、猟友会、農業委員さん、そういった関係機関、団体で連携してつくっている協議会でございます。こちらは平成26年に市のほうの事務局で設立したものでございまして、そこに係る事業費と専門員の推移ということで下に平成26年から今年度、今年度については予算という形で載せさせていただいて、総額と括弧がそのうち市費がどれだけ投入されたかというふうに分かるようにしております。あと、専門員数については猿専門員とイノシシ専門員がでございます。その2つの合計が6名、最近ですと5名。基本的にはイノシシは2名でずっと推移していきまして、猿の専門員は今現在3名という形の5名というふうに見ただけならばというふうに思っております。

13ページに書かせていただいておりますが、猿専門員の3名、そのうち先ほどの発信機猿には取り付けるという話しでしたが、その発信機から出る電波を受信する専門員1人、3名のうち1人はそちらの受信を市内を歩きながら受信をしている方が1人、あとはそれ以外の2名については猿のおりを監視するという形で、餌がないか、かかっていないか、そういったものを見回りする職員が2人という形の3名で市内全域を活動してございます。なかなかテレメトリー、受信についてはいろんな専門的知識も必要ということから、今後そういう形をどういうふうに継続するのもも含めて、やはり3人で市内全域を動いておりますので、人的な不足が感じられているところでございます。

特にイノシシ専門員、今2名で活動しています。主に東部、信夫、松川を中心に活動しておりますが、生息区域が市内全域に広がっている現状を見ますと、なかなか2名では対応する人員が不足して

いるというのにも否めないのかなというふうには考えているところでございます。

それをある程度補うために、本年度から有害鳥獣対策専門職員ということで、こちらは市の農業企画課のほうに身分を置く会計年度任用職員として1名雇っております。この専門員については、狩猟免許も持っていますし、銃の許可も持っています。そういった専門的知識及び技術を持っている方を1名配属しておりますして、いろんな農家の方からの相談等についても専門的見地からの回答、そういったものをやりながら、あとは先ほどの有害鳥獣の協議会の専門員さんの指導をしながら、一緒になって捕獲も含めた活動もしていただいております。また、発信機つけるときの麻薬研究者の資格等についても持っていておりますので、そういった対応をしていただいているというふうになってございます。今年まだ1年たっておりませんが、夏場における農業被害に対しては、専門職員さん1人で市内全域にはなるのですけれども、いろんな農家の被害の相談に対応したり、捕獲等もやっていただいておりますので、非常にこの効果というのは大きいものというふうのうちらでは考えております。ただ、今言いましたように、市内全域徐々に被害区域が広がっている中で1名という形の専門員ではなかなかやれるのも限界があるのかなというふうに考えておりますので、そういった増員というのは今後市のほうでも考えていかなければというふうには思っているところでございます。

この下の枠に書かれているのは、市の市長部局での有害鳥獣の対策している組織の変遷という形で、当初農業振興課農業畜産係のほうでは主に農業被害、有害のほうを担当している部署で、あとは農林整備課のほうで林務係というのがあって、どちらかというと狩猟期間等を対応するという形で、2つの部門でそれぞれ有害鳥獣を対応してきた歴史がございます。それが平成27年の4月1日に1つに統合したという形で、農業振興課の農業畜産係のほうに有害と狩猟、両方統一して1か所の部署で対応できるような体制になってございます。それぞれ人数については、係長も含めた人数に対して主に主としてやっている職員という形で2名という形を書かせていただきますが、係内なので、ここのそれぞれの業務分担をしながら対応しているというふうに見ていただければと思います。翌年の平成28年に農業振興室ができたことで、農業被害対策係という形で名称を含めて変わっているところでございます。平成30年は、こちらは除染等も入っていた関係もあって人数の変更、組織が変わったことによる変更で有害鳥獣対策の人数については大きく変わったものではございません。平成31年には農業振興室が解散して課に分かれたことによって、今現在の農業企画課の農業対策係という形で業務を行って、今年の4月からはここに有害鳥獣対策専門員が増えましたということの変遷で見ていただければというふうに思っており、今回こちら書かせていただいておりますので、参考に見ていただければと思います。

14ページをご覧くださいと思います。14ページ、猟友会との連携ということで、先ほどの実施隊の隊員として活動していただいているというのが1つ大きなものでございまして、その後猟友会としての安全講習会、追い払い、そういった定期活動、捕獲活動の実施であったり、イノシシの有害捕

獲、狩猟捕獲、そういったものを連携しながらやっておりますというものでございます。あとは、被害の相談があつて現場に行ったときの同行であつたり、現場検証、助言、そういった捕獲活動も併せて実施をしていただいております。また、ニホンザル、イノシシ、熊の痕跡についての情報収集ということで、非常に長年経験を積んで知識の多い皆さんですので、足跡とかふんとか、そういったものからいろんな痕跡の情報を教えていただいたり、その情報の連携を取っているところがあります。特に熊、冬眠から覚めて春先の行動等についても、いろいろ猟友会の皆さんに痕跡等も重視していただきながら人身被害の防止に努めているところでございます。

その下については、近隣自治体との連携ということで、松川地区に結構熊の出没、今年の春先も多く出ております。松川地区と二本松の境で行ったり来たりしている熊等もありますので、そういったものについては二本松のほうと情報共有しながら対応している。また、飯坂と桑折のほうで果樹樹園地を含めて猿の群れが行き来しているということもあるので、そこにつきましては桑折町と連携を取って、発信機をつけながら、今の群れの位置関係、そういったものを情報共有しているところでございまして、近年そういった隣接市町村での出没、動物なので、区域関係なく動きますので、そういったところに関しては近隣の市町村とは今後さらに連携というのは強めていく必要があるのかなというふうに考えております。

続いて、15ページのほうにICTの活用状況について記載させていただいています。まずは、①として猿の発信機ということで、現在はビーコンタイプの発信機でテレメトリーを使ってサルメールを発信するというような一種のICTのほうを使わせていただいておりますが、実際にいろいろビーコンタイプ、今のタイプと、あとGPS等も今非常に使われてきている自治体も増えてきているということで、その比較も書かせていただいています。発信機の価格、ビーコンだと4万円が大体3倍強の15万円ぐらいかかりますというのと、あとは受信機についても、通常ですと受信機とアンテナワンセットで約8万円ぐらいの受信機のところを、GPSですと、大体猿と受信可能距離は、平たんで4キロから6キロぐらいと言われておりますので、基地局を造っていかないと受信ができないという状況であります。後ろの16ページに大体受信機が半径5キロぐらいで飯坂から先ほど言った土湯、松川方面までだと最低でも4基ぐらいはつけないと受信ができないのかなということで、そのエリアを参考に書かせていただいております。これが、市内35群を広範囲にわたっているの、そちらを網羅するための複数のこういった基地局が必要になるというのと、あと受信機の電池寿命、テレメトリーのビーコンタイプですと大体2年から3年ぐらいはつけてからバッテリーもつのですが、GPSに関しては約1年、条件等によってはその以下ということもございまして、期間が非常に短いというのが今大きなネックになっています。特に猿の捕獲が今ぐらいの時期が一番捕獲しやすい時期になって、そこで設置して、通常1年もつかとなると、場合によっては10月、11月ぐらいに切れてしまうケースもあります。そうすると、本当に被害が出るときに全然GPSが感知できないということもありますし、毎年更新しなくてはならないとなると、毎年捕まえてやっていかないとなかなか群れを全て35群監視

するというのが難しいのが今非常に大きなネックになっておりまして、費用対効果も踏まえながら、今現在市のほうではビーコンタイプを主に35群の監視としては使われているというのが実態というふうになってございます。

17ページのほうに行っていただければ、その他としましてイノシシの放射線のモニタリング状況ということで、平成23年から毎年複数頭のモニタリング調査を行っています。サンプルとして県北が一つのエリアになってございまして、令和元年ですと大体23頭ぐらいがサンプルとなり、そのうち10頭ぐらい、半分近くが基準値、100ベクレルを超えている状況が感知されて、今現在制限が取れない状況でございます。市内で去年の12月に捕獲した個体580ベクレルと書いてありましたが、これが近年の中で結構大きな基準値を超えたものとして感知されておりまして、県北の辺り、川俣は3,300というような数値が出たイノシシも検出されておりまして、これを解除はいつなのかとなると、基本的には県単位で、現にイノシシは移動するので、なかなか制限エリアが難しい。県単位で解除するのが基本となりますが、条件がそろえば県北単位であったりというのも全くなくはないのかなというふうには思っていますけれども、ただなかなか今県全体でこれだけの数が出ている状況ですと、それが検出されない状況が続かない限りはこの摂取、出荷制限というのはかかったままなのかなというふうには思っています。

2番目として、耕作放棄地。今いろいろ中山間地域での耕作放棄地であったり、河川整備がされていないような川が結構ありますが、それが有害鳥獣の隠れ場所とか移動ルートになっているというふうになっているので、耕作放棄地解消に向けた支援であったりとか、河川整備の要望というのは場面によって要望しながら実施していただいているというところでもございます。この耕作放棄地関係の国の事業であったり、今現在ですと県の単独事業でそういった支援策、あとは市のほうでもいろいろ耕作放棄地解消に向けた取組というのを今しているという状況を書かせていただいています。あと、河川整備についても県会議員さんであったり、あと県の予算編成への要望であったり、あと県下13市町村でいろいろ担当課長会議等々もあるので、そういったところからこういった要望、河川整備等の要望も出しているところでございます。

③としましては、ライフル射撃場。猟友会の皆さんは通常ですと散弾銃を主に使っていますが、熊とかそういった大型獣になるとやっぱりライフルを使用します。今現在福島のカレー射撃場はあくまで散弾銃等の練習しかできない場所になって、大型のライフルの練習場というのは県内にない状況でございます。近隣ですと山形県であったり栃木県のほうにライフルの練習場があって、そういったところに練習に行かざるを得ない。今後、熊とか大型鳥獣が出てきた場合に、そういったライフルの練習をしないとなかなか安全にできないというようなこともあって、要望も猟友会さんのほうからもあった経過が18ページに載せさせていただいているので、後で見ていただければと思いますが、結果として県のほうに上げて、県のほうからは平成31年については今のところ県としては考えていないのだというような回答をいただいて、その後要望についてはいろんな場面でしておりますが、現実的には

福島市としてはクレ射撃場のみというのが今の現状というふうになっております。

最後に、19ページに本市が抱える課題と今後の取組ということで、現在有害鳥獣被害ピークよりは減ってきているものの、やはり大きな被害があるというのは当然認識しておりますので、今後その対策としては市及び農家の方、地域も含めた取組が必要になってきています。先ほどの侵入柵、結構な距離を設置してもらっていますが、その後の管理において、動き出す夜間はつけているけれども、日中つけていないケースがあったり、冬はつけていなかったりすると、それを突き破るには、見ていただいたら分かるように、あんな細い線しかないので、やはり通年、いつも通電しておかないと効果がない。その管理状況であったり、やはり草刈りをきっちりしないと電圧が落ちたりとか、あとは設置場所によっては効果が薄れるような場所等もございますので、そういったもの、せっかく設置してもなかなかそれが効果を発しないというような場合もございますし、周辺でやぶ等が非常に多くなってくると、どうしても隠れながらの移動が多くなってくる、そういったものも踏まえまして、市としても自分で侵入柵、市の補助も含めてそういったのを設置しながら、適切な管理であったり、あと自分のところだけやっても隣に動く、追い払いも隣に動くだけになってしまうので、できるだけ地域での共助という、助け合いながら地域でそういった対策をしていただく。当然市のほうとしては補助、支援であったり、捕獲圧をかけなくてはならない部分の捕獲については実施していきたいというふうに考えております。今後はこの3つを連携しながら対応していきたいというふうに考えてございますので、それに伴って今年から配置した専門員の効果が非常に出ておりますので、そういった方も中心となりながら、先ほどの猟友会の皆さんと協力をしながら、捕獲のほうについては積極的に活動していきたいというふうに考えております。

翌20ページには、そのほかとして、今イノシシ、熊が農作物被害は当然ながら、市街地に出没しているケースも非常に見受けられます。イノシシも結構まちの中を横切ったという目撃があったり、熊についても市内で目撃もございますので、農被害にプラスする部分、市街地の迷入に対する対応というのも非常に難しくなっております。まちの中ですと銃を使えなかったり、そういったものもございますので、警察を含めた関係機関と今後協議も継続しながらこの対応にあたっていきたいというふうに思っています。ここの例に書かせていただいた、なかなか機関の連携がうまくいかないと、銃を取り上げられてしまった北海道の例もあるので、ここは連携をしていかないと、結果的に迷惑をかけるような形になってしまう。あとは、環境整備についても引き続きやっていかないと、川を渡ったりしながら山からまちまで来てしまう、福島は結構山から来る河川が多いので、そういったところを進入路にされているケースもあるので、そういった環境整備が必要と考えています。

最後に、捕獲従事者の不足ということで、猟友会の皆さんもなかなか高齢化してきています。若い人も何人か入ってきているのも、実施訓練とかに行くと来られているので、見ていますが、全体的には高齢化が進んでいるという状況になっています。そこから実施隊を組んでいただいているので、その実施隊の人数をどういうふうに今後確保するのかというのが一番課題と考えています。実施隊に入

っていただくと狩猟免許取得後の狩猟税の免除とか、更新時の技能講習が免除される優遇措置もあるので、そういったものを活用しながら実施隊の活動もしていただければなというふうに考えております。

以上（１）から（５）までの説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

（二階堂武文委員長）それでは次に、質疑に移りますが、今回は議案審査ではなく、当局から現状を教えていただく場ですので、その点を十分に配慮し、質疑をお願いいたします。

それでは、質疑のある方お述べください。

（川又康彦委員）丁寧なご説明本当にありがとうございました。資料も大変まとめていただいて感謝いたします。幾つかありますので、順を追って質問させていただきます。

１ページ目、頂いた資料の猿についての推定生息個体数の推移という形ではありますが、これは協議会のほうに委嘱して、年間200万円ぐらいの予算だったと思うのですけれども、これ平成18年から書いていますけれども、これ始まったのがこのぐらいからやっているということによかったですか。

（農業企画課農業対策係長）市のほうでの猿の計画自体が、この辺りが被害の増えてきたということで、平成19年から作成して実施している形になります。

（川又康彦委員）続いてなのですが、頂いた資料14ページで猟友会との連携で実施隊の活動の件について触れられていますけれども、今実施隊の人数というのは猟友会の中で福島支部と北支部で何人ぐらいずついらっしゃるのか、猟友会の会員さんがいらっしゃると思うのですけれども、割合として、比率としてはどれぐらいの方が入っていることになるのか、もし分かるようでしたら教えていただきたいのですが。

（農業企画課農業対策係長）まず、実施隊の人数につきましては福島支部さんが167名、福島北支部さんが78名で、計245名が今年の４月１日現在の人数になっております。

両支部長さんからの話ですと、猟友会に入っている方についてはほぼ実施隊のほうで任命させていただいているという形にはなっておりますが、若干、数名ほど実施隊に任命していない方がいると聞いております。

（川又康彦委員）ちょっと細かくなってしまって申し訳ないですけれども、そのうち、猟銃の免許を持っていいらっしゃる方とわな免許だけ持っていいらっしゃる方も、もし分かるようだったらその辺も教えていただいてもいいですか。

（農業企画課農業対策係長）わなだけの免許の方が54名です。それ以外の方は銃器の免許も持っているという形になります。

以上です。

（山岸 清委員）カラスを銃器でやるというのは散弾かい、空気銃かい、それとも市街地ではやれないのだから、信夫山ではできるかい。夕方あっちこちから帰ってくるのを見るとすごいのだよ。ここで散弾やれば大体当たるなというくらいまとまって来ているのだけれども、どこでこれは射撃するもの

だい。

（農業企画課農業対策係長）信夫山は委員さんおっしゃるとおり発砲できず、駆除しているのはほぼ郊外の農地となっております。

（山岸 清委員）落ちてくると、では猟犬も連れていかなければならないね。

（農業企画課農業対策係長）ある程度撃って落ちたやつは取って埋設していただいている形になります。

（山岸 清委員）散弾かい、空気銃かい。

（農業企画課農業対策係長）基本は散弾銃でやっております。

（山岸 清委員）それで、これ今まではムクドリ、ヒヨドリがなかったのだけれども、今度追加してやる予定となると、ムクドリ、ヒヨドリも今カラスに準じた対応でやるという予定ですか。

（農業企画課農業対策係長）おっしゃるとおり、同様の対応になってくるかと思います。

（山岸 清委員）要するに銃器、ライフル、100メートルの射場でないと、散弾とは全然違うよね。警察は拳銃だから、50メートルくらい。自衛隊も射場持っているのだけれども、自衛隊のほうはライフルだから、100メートル、自衛隊の射場借りるということは考えられないのかという点と、あとは自衛隊の人ら銃器持って撃ち慣れているのだから、猿とかイノシシにまでは使うことはないけれども、熊になったらやっぱりさすまたではやっていられないから、そういうとき自衛隊も猟友会に入ってもらってやれるなんていう方法はないかい。

（農業企画課長）実際今現在でその協議というのはちょっとしてはいないのですけれども、なかなか、組織として入るのか、退職された方が入っているケースも多分全国的にはあったりはするのかなとは思いますが、あとはライフルに関してもクレー射撃場の距離では全然。ライフルは100メートルないと。ライフルもいろんな大口径、小口径からエアライフルまであるのですけれども、全部やれるとなるとやっぱり敷地等も確保しなくてはならないので、非常に難しいところがあるのかなと。自衛隊の射撃場も確かに荒井とかにあって、そこに関しては正直今の時点でなかなか協議をしていたというような経過は、確認はできないのかなと。

（山岸 清委員）退職した自衛官でもいいけれども、何とかその辺協議してみな。ご相談。何でそういうこと言うかという、ライフルの許可はなかなか取れないのだよ。散弾銃持って10年してからでないとライフルの許可は下りないから。だから、やっぱり大変だと思うよ。練習していくのも弾代だってちょっと違うし、ライフルだと家で持っているのもガンロッカーがどうした、こうしたと面倒くさいのだ、本当に。そして、警察に1年に1回顔出ししなければならないとか、やっていられないのだよ、本当。でも、そういうのに慣れていればいいから、自衛隊とちょっと一回、ご相談してみな。提案。答えは要りません。

以上です。

（小松良行委員）5ページ、種別の被害状況なのですからけれども、この表をちょっと見て、普通に考え

ると被害面積が大きければ被害額が大きくなるのかなと思ったのですけれども、意外とそういう相関でもないような気がするのですが、令和元年度猿については15.5ヘクタールだけれども、金額にすれば結構な金額の被害になっている。この辺はどういうふうに捉まえていらっしゃるのですか。

（農業企画課農業対策係長）これは被害に遭った作物によって違ってきますので、モモだと高いとか、そういったがあるので、必ずしも面積と額が一致してこない形になります。

（小松良行委員）7ページ、ニホンザルの捕獲状況ですが、ある程度凸凹、要は平成27年と平成29年については他の年度から比べると捕獲状況、頭数が少なく感じるのですけれども、これ何か要因はあったのですか。

（農業企画課農業対策係長）捕獲数に関しては、ちょっと分析等できていないところでした。すみません。

（小松良行委員）12ページになります。市民への助言についてということであるのですけれども、かねてから周辺樹木の刈り払いといったことや、収穫残の処理などを助言、指導しているというのですけれども、これ農家の方々の手不足もあって、この辺というのは自助努力として行ってくださいよという指導は現実的には進んでいるのですか。

（農業企画課農業対策係長）下のほうの収穫残渣の処理については、こういうのがあるから、熊とか来てしまうのだよ、どかしてなんて言うのと、比較的どかしていただいたりというのはあるのですが、刈り払いとか、そちらになるとなかなかお願いしてもすぐにはというところが多いです。

（小松良行委員）次のページ、13ページになりますけれども、専門員体制、猿、イノシシ、それぞれ3名、2名という体制ですが、人員不足を感じているというご指摘もあり、こういった、本市では専門職員についても1名。しかし、増員が望まれるということであるのですけれども、実際にここの部分について市としては専門員になってくれる人がいないのか、金目の問題なのか、そこの部分はどんな感じなのですか。ある程度人員増の要望をしているのだけれども、なかなか予算がつかないというのか、それともこういうことに取り組んでくださる専門員という方自体がいないのか、どうなのですか。

（農業企画課長）小松委員さんの言われるとおり、その2つの面両方あるのかなというふうには思っています。専門職員は今年から1人雇って、本当に効果はあるものというふうに考えております。ただ、選考にあたってすんなりすぐ見つかったのかというとなかなかというところもありますし、やはり日中ずっと、通常の業務になるので、生活もありますから、それなりのものでないとなかなかできないものもあります。昨年は予算を要求して、予算をつけていただいて1人増やして、今年はその効果が非常にあるというふうに考えていますので、この時点で、もう一人欲しいという部としての考えは上げさせていただいていますが、これからいろいろ査定等もあるので。部としては今言ったようにこれだけ被害が全域に増えているので、やっぱり増員をしながらやっていきたい。あとは、実際に予算がついた場合に誰をもう一人選べるのかという部分も踏まえると、ある程度若い人ですと給料的な

生活の問題であつたりとか等もあるので、今の専門員さんはもう70歳近い方なので、そういった技術継承的なものも順番にいけるようなところも考えて、うまく長年ずっと継続した形の対応ができるようにしたいなという部としての思いはあります。

（小松良行委員）我々としても後押しをこれはしていかなければならないことなのだろうなというふうに感じますけれども、あともう一点、15ページのICTの活用ということで、2つのタイプの機器についてのご説明がありましたが、発信機の電池寿命というのはあるのですけれども、受信機側というのは、これも電池寿命ってあると思うのですが、猿について本当であればGPSで探査したほうがいいような気もするのです。ランニングコストが高いということで、非常に大変ではあるのですけれども、これは発信機のほうの電池寿命ですが、受信するほうはどうなっていますか。

（農業企画課農業対策係長）受信機につきましては、ビーコンタイプ、現在使っているタイプは充電式になります。GPSのほうはソーラータイプになります。

（小松良行委員）上のほうにぐるっとなっているのはソーラーなの。

（農業企画課農業対策係長）GPSのほうの上のやつはソーラーになります。

（山岸 清委員）農産物取れないとき保険あつたでしょう。この場合の保険はあるのかい、ないのかい。鳥獣被害の保険は。

（農業企画課長）今回のコロナも含めて収入保険で減収の9割の部分についての補償というのがあって、その減収の対象に有害鳥獣の被害によつての減収も該当するのかどうかという部分なのかなと思うのですが、果樹共済とか収入保険とか、そういった減収に対する保険は現実にあるので、有害鳥獣による減収も対象になるのかどうかというのは確認させていただきます。

（山岸 清委員）今でなくていいから、確認しててください。

（高木直人委員）何点かあるのですが、5ページの被害状況、先ほど小松委員からも質問があつて、被害額が被害作物の価格が影響しているというのもありましたけれども、例えば結構これ見ると突出して被害が増えている年度なんかもあるのですけれども、環境の影響といいますか、例えば夏場の天候の状況によつて本来猿やイノシシや熊とかが自分たちの餌を採取する、その作物が山のほうが不作で、それで収穫期に人里に下りてきて作物を採取するというような、そういった環境の影響なんていうのも見ていられるのでしょうか。

（農業企画課農業対策係長）今委員さんおっしゃったように環境等の影響も考えられるかもしれませんが、すみません、実際のところそこまでの分析はしていませんでした。

（高木直人委員）分かりました。

それから、8ページ、カラスの銃器による捕獲なのですが、これは期間があるというのは何か理由があるのでしょうか。

（農業企画課農業対策係長）こちらは、被害があつたときにこのエリアで被害がありますよということで、それに対して許可を出すという形で期間ありとしておりますので、いつからいつの間というこ

とではなく、あくまで許可の期間はあるという形になっております。

（高木直人委員）それから、18ページ、猟友会からの様々な要望の中で射撃場がなかなかやはり実現の見通しが立っていませんけれども、市内や近隣にはライフル弾を使用できる射撃場がなく、栃木県等の県外までやむなく自己負担で遠征し、訓練を実施しているということですが、例えば自己負担の部分について何らかの要望なりがこれまで出されたかどうか、その辺りはいかがでしょうか。

（農業企画課農業対策係長）具体的に県外まで行く部分の自己負担についてということでの要望はないのですが、正式な要望書とかではないのですけれども、やはりライフル銃、銃の講習とか、そういったのに対する助成をしてほしいという話は何回か伺っております。

（高木直人委員）最後、20ページの捕獲従事者の不足の部分で、狩猟税というのはお幾らぐらいなのでしょう。

（農業企画課農業対策係長）狩猟税は1万6,500円になります。

（小松良行委員）今の高木委員の関連でカラスについてなのですが、これはカラスってすぐ捕まえられるような気がするのだけれども、普通の人は捕まえては駄目なの。昔は足2本持っていくとお金もらえたのだなんていうときがあったと昔の人から聞いたのですけれども、鳥獣被害もごみの問題もそうなのだけれども、私は瀬上のほうですから、随分と畑で見かけたりするのですが、農家の人捕ってしまっただ駄目なのですか。あと、そういった場合の補助とかというのはどうなっているのですか。ほかの動物についてもイノシシなどはそういうのがあるのですけれども、カラスは捕獲について補助どうなのかというのは、あるいは一般の人が捕まえてしまったりしては駄目なものなのですか。

（農業企画課農業対策係長）カラスについては、狩猟期間に狩猟免許を持っている方が捕る分には大丈夫なのですが、それ以外のところは有害捕獲ということで許可制になっております。あと、補助の部分は、イノシシ以外の動物に対しては、特段補助制度は設けておりませんでした。

（二階堂武文委員）今の関連で、数週間前テレビで有害鳥獣のニュースが流れていたときに、地域によっては子どもが現地を見に行ってきた町庭坂の箱わなみたいなのところになぜかカラスをおびき寄せて、箱わな中にカラスをいっぱい集めているような映像がちょっと出たのですが、箱わなでカラスを捕獲するという、そういった事例とか何かという情報ってあるのでしょうか。

（農業企画課農業対策係長）大分前に穴で捕獲した、試しにやっただときがあるみたいなのですが、入ったカラスの処理をどうするかというのがなかなか難しく、そのまま終わりになったという話は聞いたことがあります。

（二階堂武文委員）集めることはできるのですけれども、処理で困ってしまったと。

（農業企画課農業対策係長）そういうふうに聞いております。

（二階堂武文委員）一網打尽という言葉もありますけれども、NHKのニュースで数週間前に出たのです。箱わなでカラスを捕獲している。その捕獲した後の処理なんかもそういった成功事例というか、処分の仕方とか何かという事例も情報をたどっていくと、それはそれとして今後どうするかは置いて

おいても、得ることができそうな気がちょっとしたものですから、もし何か研究するときがありましたらよろしくをお願いします。

（佐々木優委員）12ページのワイヤメッシュ柵についてなのですけれども、上限が30万円ということで、ワイヤメッシュ柵の何メートルだと幾らとかと、そういう相場をちょっと知りたいと思ったのですけれども、分かりますか。

（農業企画課農業対策係長）1メートル当たり1,000円から1,200円程度になっております。

（佐々木優委員）分かりました。ありがとうございます。

そして、もう一つは17ページのこれから令和3年度予算において単独事業で耕作放棄地解消対策事業を要求中ということなのですけれども、これ決まっていはいないことなので、ただどういう中身で要求をしているのかなというのを教えていただけたらなと思うのですけれども。

（農業企画課農業対策係主任）こちらの予算であります。まず耕作放棄地対象としているのですけれども、こちらは耕作放棄地の定義でありますけれども、農林業センサスの定義で以前耕地であったもので、過去1年以上作付せず、しかもこの数年の間に再び耕作する考えのない土地ということを対象としておりまして、こちらの場合で10アール当たり最大で5万円のところを要求しているところでございます。

（佐々木優委員）10アール当たり5万円の補助をして、そこをきれいにしてもらおうという中身でよろしいですか。

（農業企画課長）その1つ上の県の事業があつて、それはその県の事業に該当しないケースを市である程度救えないか。実際に貸す相手はこの耕作放棄地を使って営農をする人、基本的に荒れているところをきれいにして補助というよりは、その後何年もすると結局戻ってしまうので、規模拡大したい農家の人とか、この遊休地ちょっと荒れているのだけれども、これを自分できれいにして借りたいという人に対しての補助というふうになります。それで、きれいにした後でもその後作付をして長年農地として使っていただければプラス規模拡大にもなり、遊休地の解消にもなるのではないかとということです。県だとなかなか交付決定までに時間を要したり、基準もあつて、実際に使われていないのです。なので、そこをうまく市でできないかなということで要求を今現在しています。予算がつけばそういうふうな方向を考えています。

（佐々木優委員）ちなみに、県では使われていないというのは、使いづらくするためになかなか使われていないという認識でいいですか。

（農業企画課長）その部分が多いかなと。相談は何件かあるのですけれども、ちょっとした簡易的な作業は駄目だったりとか、今後どういうふうに計画をして使いますみたいなものを出さないとなかなか該当しない。あとは、耕作放棄地の対象も農業委員会の承認をもらわなくてはならない基準があつたり、ここをクリアしてきて、目的があつてというふうにしていかなくてはならないと、今年作付したいといっても間に合わないケースもあるので、そういった部分を少し市としては簡素化できないか

というのが単独の要求している趣旨です。

（二階堂武文委員）14ページのところで近隣自治体との連携という項目がありましたが、2月に桑折町の行政視察の予定を組んでおったものですから、福島市飯坂地区と桑折町とを行き来する発信機をついたニホンザルの群れの情報共有とありますが、共有のやり方ってどういった具体的に共有をしているのかを。

（農業企画課農業対策係長）飯坂の湯野のほうと桑折の間に猿がいるのですが、11月末ぐらいにその猿に発信機取り付けることができまして、具体的には市のほうの猿の電波を取っている職員あるいは市のほうで雇った農業企画課の専門職員、あと桑折町さんのほうでも猿の見回りしている方がいらっしゃるのですが、その方と市のほうの専門職員とで情報共有とか、今日こっちに来ているよとか、あっちに行っているよというような話をさせていただいている形になります。

（川又康彦委員）15ページにICTの活用状況で、先ほど小松委員から質問ありましたが、テレメトリタイプの部分については、福島市は本当に一番最初の頃は全国に先駆けて先端的なものをやっていたいて、それ以降の猿の被害の削減に非常に大きな効果があったのだなと思っています。ただ、技術開発というのは大分進んできていて、GPSに当然変わっていくべきだと考えているのですが、先ほど説明の中でGPSは、約1年ぐらいの電池寿命で、交換の際に捕獲して交換みたいなお話があったかと思うのですが、私が知っている範囲だと、脱着のやつでGPSの部分の首輪が外れるようなシステムになっていて、首輪自体おこったものをGPSで回収するというふうに認識していたのですが、そうするとメーカーとか機種が違うので、そういう農政部さんの認識だったのかなとも思ったのですが、その辺については、捕獲しないと取れないというふうに考えていらっしゃるか、そういう認識なのか、農政部としては。

（農業企画課農業対策係長）つけた首輪自体はメーカーさんによっては、ぱっと外れたりするのはあると聞いておりますが、実際次の首輪をつけるとなるとまた別な猿を捕獲してという形になります。

（川又康彦委員）金額の比較もやっていただいて、ランニングコストとイニシャルコストも大分多い部分があるので、その辺が導入の一つの障壁になっている部分も多いのかなと思っているのですが、逆にこれをやることによって現状やっていたら専門員の方の通常の見回りとか、農家の方との情報共有とか、そういう部分が大幅に軽減されて、例えば生態調査にしてもGPS使って行えば今の規模でやる必要があるのかなということも含めて、そういった経費削減を含めるとこちらのほうが私は経費的にも安く上がるのではないかと考えているのですが、その辺については農政部のほうではそういう検討事項というのは上がったりするのですか。

（農業企画課長）川又委員さんが言われるように、今後ICTというのは当然市のほうでも、取り入れる部分というのは必要になってくるというふうには思っております。実際にいろんなケースの中で県内でも取り入れているところもあります。ただ、ある程度猿の群れが少ない場合では対応できているケースもあります。福島の35群というのは専門家からしても非常に多いというふうに言われていて、

その35群を一律に管理できるのかというのは非常に難しい部分もあります。管理計画の中で先ほど言ったレベル評価、何でもかんでもではなく、今まで全然こっちに来ない群れ、あとは被害を及ぼす群れ、そういったものをある程度管理しながら、個体数自体を減らしながら、その群れ管理の意味では非常に効果的な部分もございますので、そういったものを踏まえながら、費用対効果であり、いろんな効果はずっと検証は続けていこうと考えています。市でも使う気が全くないというわけではなくて、さっき言ったおっこつてもまた違う猿にくっつけなくてはならないという、それが必ずきっちりできればいいのですけれども、それがいざというときに外れていて、電池が切れていて、猿がモモを食べたりなんかしているときに全然感知しませんでしたというわけにはいかないと。そうすると、やっぱり2年、3年の周期の中で更新をしていくというのが現実的な部分もありますし、そこは検証というのをいろんな形ではやらなくてはならないなというふうには思っております。あと、電池も技術開発でだんだん延びてくれば、一番ネックなのはそこなので、2年、3年ぐらいもってくれば安心できるのですけれども、寿命が1年で場所によって、岩とか山とか木によっては平たんの受信距離が多少落ちるというふうにも言われているのもあるので、今後は、つけても効果が出ないようにしないための対策、研究を続けていきたいというふうには思っています。今現在ですと、いろんな検討した結果では、このビーコンタイプの中で管理をしながら次の方向を模索しているというような状況というふうに考えています。

（川又康彦委員）どうもありがとうございます。全部一遍にというのは多分無理なので、一応モデルケースみたいなことで進めていただくこともぜひ検討してもらいたいと思います。

もう一つ、7ページのイノシシの捕獲数についてなのですが、先ほど実施隊の人数を教えてくださいまして、令和元年、令和2年になると有害捕獲の実施隊の方の捕獲頭数というのが非常に増えているかと思うのですが、この辺の要因について、私は個人的にはわな免許取得した農家の方が増えたので、捕獲頭数も増えているのではないかなと思っているのですが、この辺について農政部の方の認識みたいなものというのは何かあるのですか。

（農業企画課農業対策係長）実際イノシシの捕獲活動をしている方の人数そのものというのはそんなに変わっていないところがございまして、やはりイノシシそのものの数が増えたとかという部分なのかなとは感じておりますが。ただ、実際わな免許等々を取っていただいている方が大分増えてきてはいらっしゃると思いますので、そういった方が新しく加わって、辞めていく方がいてという形であまり変わっていないというのはあるかもしれないのですけれども。

（川又康彦委員）分かりました。多分わな免許だけ持っている方で、1人で年間で100頭近く捕る人も私の知っている方でもいらっしゃるのです。その方も新たに取ってという形なので、その辺の数字の把握というか、その辺のバックボーンみたいなのを農政部さんのほうでもぜひもう少し詳しく調べていただけるとこれからどういう対策を取るべきなのかという部分でも何か出てくるのではないかなと思いますので、これは要望としてお伝えします。よろしくお願いします。

(二階堂武文委員) 10ページのところでサルメール登録者数の表が出ておりますが、サルメールの発信回数というのがこの間、平成29年と令和2年で大分登録者数は増えているのですけれども、発信回数の変化みたいなのを年月で追った場合、もし分かる範囲で資料ございましたら。

(農業企画課農業対策係長) 発信回数について集計とかまとめたものはございませんでした。

(二階堂武文委員) 分かりました。私は町庭坂に住んでおって、結構猟友会の方とかからいろいろお叱りの声をいただいたりとかがあるのですが、その中でもやはり市役所の体制によって、また専門員の人とか何かの慣れ、不慣れとか熟練度とかによって発信回数に波があって、その辺のレベルというか、年とか、専門員の方の採用をして日が浅いとか、その浮き沈みがあるので、その辺をうまくやってももらえないものかなんていう話をちょっと聞いたときがあったものですから、お伺いしてみました。何らかの意味でそれも大事なデータの一つなのかなと思いますので、今後記録しておくとか何かというのも考えていただければとちょっと思いました。

(農政部長) 先ほどの山岸委員の保険の関係だったのですけれども、農業関係の保険、共済ですと収入保険、果樹共済あるのですけれども、両方とも自然災害の中に鳥獣被害の被害も含まれるということで、保険の対象になります。

以上です。

(山岸 清委員) 保険料高くて入らないのでしょうか。大体入っているかい。

(農政部長) 保険料につきましては、市として10%程度の補助はやってはいるのですけれども、また収入保険に限って言いますと、保険料のほかに青色申告をしていないと駄目だという部分があるので、今後青色申告について農家の方に丁寧に説明をしながら加入促進を図っていきたいというふうに考えております。

(二階堂武文委員長) ほかいかがでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(二階堂武文委員長) ほかに発言がなければ、質疑を終結いたします。

以上で当局説明を終了いたします。

当局の皆様におかれましては、お忙しいところありがとうございました。今後とも様々な部分でご教授いただく機会があるかと存じますので、その際はよろしくお願いいたします。

ここで、当局退席のため、暫時休憩します。

午前11時12分 休 憩

午前11時17分 再 開

(二階堂武文委員長) それでは、委員会を再開いたします。

本日の当局説明の意見開陳を行います。

本日聴取した項目に関してご意見のある方はお述べください。

（山岸 清委員）今回取組で専門員を増やす予算要求をしているのだけれども、非常にいいことだと思います。一応意見。

（小松良行委員）るる説明していただいて、本市の取組状況も向上しているという点では非常に評価するところではありますが、一方で市民との協力関係、いわゆる共助、自助、この点の部分で周辺樹木の刈り払いとか、収穫残渣についてはある程度指導に従って処理をしてくれるようになったとは言っていますが、やはり緩衝地帯をしっかりと確保して、市域へ山里から下りてこないようにしていくということは前々から言われてきていることなのですけれども、なかなか農家さんのほうも手不足ということがあったり、あるいは耕作放棄地が広域化してきているということになってくると、自助だけを求めていくことにはいささか限界があるのかなと。この点では必要な公的な支援といえますか、専門業者を雇ってある程度、1回はやってみて、少しこの点での対策というのも重要になってくるのではないのかなという感じはしています。

またあと、今般河川のしゅんせつとか、川に随分水害被害対策のために多くの人が入っているので、案外山から川伝いに下りてくるのもいけるのではないかなという一方で期待もしているのですけれども、これまでそうした河川の樹木や刈り払いなど、河川課のほうでは以前飯坂のほうなどで景観も悪くなるし、切ってくれなんて言っても、いやいや、逆に速く流れなくなっていいのだなんて言って、全然刈ってくれなかった時期があったのですが、今後もそうした河川管理と併せてそうした河川に生える樹木や刈り払いなども、これは河川課との連携になっていくのだと思うのですけれども、鳥獣被害対策にも効果があるというふうに思われますので、この点しっかりとした取組がなされること、そして先ほど山岸委員からありましたやっぱりマンパワー、専門員の体制、そして本市に今年度から鳥獣対策専門職員が1名配置されたことによる効果は絶大であるというふうに理解するところであり、今後こうした猿専門員、イノシシ専門員も含め体制の強化、それから継続的なこうした技術の継承も、先ほど課長のほうからもありましたけれども、しっかりとした人員確保に努められればなというふうなところで非常に期待するところでもあります。

以上、感想です。

（川又康彦委員）今日非常に細かい説明をいただいて、時系列を追っても改めて福島市の対策という部分を把握することができたので、非常にいい機会だったと思っています。個人的には農業被害について、私の地区も非常に被害が多い地区なので、こういった部分がいいのかなというのは常に考えているのですが、本年度からイノシシの専門職員の方が1人専従でいらっしゃるという部分で、農政部の方としての評価も非常に高いという部分を改めて確認しましたので、これについてこの方をどういうふうに活用して被害を少なくしていくのがいいのかという部分が大きな課題になってくるのではないかなと改めて感じました。飯坂地区では、鳥獣被害についてはできる部分は農家は自分で被害を減らすために被害対策も自分たちで行うという、そういう部分で取組が今始まったところですので、こういったところを指導していってもらい、そういう専門職員の役割としてきちんと確立していくこと

がなかなか減っていかない被害を減らしていく大きな柱になっていくのではないかなと思っていますので、その辺についてまたこの調査を通じてほかの地域の事例なども含めて勉強していきたいなと改めて感じました。

以上です。

(石山波恵委員) いろいろ分からなかったことがいろいろ分かったというところもあるのですが、何といてもやっぱりマンパワーが足りないというふうに思いました。1人有能な方が入られて、期待はされているようではありますが、こんなに広い福島の中たった1人の人で何ができるかといったときに、やはり一生懸命頑張ってもある程度マンパワーだけに期待するということは難しいので、先ほど保険のほうでも有害鳥獣の保険は適用するということだったのですが、万が一被害に遭った農家の方とかに対する補償とか、そういう部分のところも市としてもやはり考えていきながら予算取りをしたりということも大事ではないかなということを思いました。

以上です。

(高木直人委員) 私も今日非常に詳しい説明を聞いて大変勉強になりました。いろんな要因が絡み合っていてこういった被害といいますか、ただ一番はやっぱり丹精込めて作られた作物を荒らされる農家の方の本当にそういう落胆というか、そういったものを考えたときに、今後もあらゆる対策を講じていく必要があるなとか、わなとかもそうですけれども、あと先ほどの柵であったりとか、そういったものについてもやはりできる限り何とか助成をしていただいて、被害が出ない方向に取り組んでいただければと思いますし、あとはやっぱり猟友会の方々の高齢化とか、人数も少なくなっているというこれも将来的な不安要素ではありますので、何とか後継者とか、なかなか狩猟といっても若い方はそこまで興味が行くかどうかは定かではありませんけれども、次の方々がそういった有害鳥獣の対策にあたっていただける方が増えていく、そういった対策が必要になってくるのかなというふうに考えました。

以上です。

(佐々木優委員) やっぱり長いスパンで考えることができる専門性を持った方が必要なのだなということを改めて感じました。もう一人増やして継承していくというようなことができたらつなげていくことができるのではないかと、やっぱり人を育てることが大事だと思うので、皆さんマンパワーとおっしゃっていましたが、まさにそうだなというふうに思いました。あと、耕作放棄地の解消をどうやっていくかということを中心に考えているなというのが分かったので、この有害鳥獣の問題はそれだけではなくて、いろんな問題と絡み合っているもので、やっぱりどんどん農業者が減っていくということが大きな原因の一つでもあるので、耕作放棄地をどうやって解消していくかということは福島市全体の農業にやっぱり関わっているなということを改めて感じました。ぜひこれが来年の予算に組み込まれるようになるといいなと、何かその力になれるといいなと改めて思いました。

(二階堂武文委員) 私のほうも、先ほどご意見もありましたが、こういった場が持てて本当によかつ

たなと改めて思いますし、やはりこういった場があったからこそ改めて有害鳥獣対策というものに対していろいろと私も教えていただく立場でもありましたし、当局としてみればやはりこの説明の場ということで、予算要望も絡めていろいろ当局としての考え方、新年度に向けての考え方を整理するにあたっての有害鳥獣問題を考える場にもなったのかなと改めて思いました。私も先ほど来出ていたご意見の中で、サルメールの配信回数の件でデータ取っていらっしやらないという話が出ましたが、指導員の方とか人員の体制強化、人を見つけるのも大変だし、その予算を財務から確保するのも大変だというようなお話が出ましたが、と同時に指導という面で、先ほど来指導、教育、育成という文言がそれぞれの委員の皆さんからも出ました。やはり採用した指導員の皆さんの指導なんかも、猟友会のベテランの方が指導を行ってスタートの時期にお願いしたりというような話も聞いたりもしました。ただ、教育の場としてライフルの練習場が県内にないから、ちょっと今大変だというようなご意見なんかも改めて聞きました。そういった指導、育成という取組も引き続き体制強化の一要素として大事なだなと感じました。

(二階堂武文委員長) 以上でよろしいでしょうか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(二階堂武文委員長) その他ご意見がなければ、意見開陳を以上といたします。

次に、その他に移ります。

行政視察についてを議題といたします。

先日ご協議いただきました行政視察について案を作成しましたので、ご覧ください。視察先は桑折町になります。

日時は令和3年2月4日木曜日の午後で、桑折町の視察は現地視察を含め13時15分から16時頃を予定しております。

内容は、ICTを導入した経緯や導入しているICTの種類、活用法について、導入費用及びランニングコストについて、そしてICT導入による効果と実績、課題についてなどを調査したいと考えております。そのほか桑折町の有害鳥獣対策の特徴でもありますワイヤメッシュや特殊グレーチングなどについても調査したいと考えております。また、ICT囲いわなについては、当日の天候にもよりますが、現地で状況を確認したいと考えております。

最後に、行程ですが、12時30分に福島市役所を出発して、13時15分から16時頃まで桑折町を視察、その後福島市役所へ戻り、意見開陳を予定しております。

説明は以上ですが、ご意見があればお願いします。

【「なし」と呼ぶ者あり】

(二階堂武文委員長) それでは、そのように進めさせていただきます。

ほかに意見がなければ、以上で経済民生常任委員会を終了いたします。

午前11時36分 散 会

經濟民生常任委員長 二階堂 武文